

神戸市立博物館画像提供業務及び物品売払代金の徴収業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 (部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)	委託業務に基づき乙が利用許諾した画像利用料（消費税等別途）の40%相当額。ただし、委託料の上限は、2,800,000円（税込）を超えてはならない。支払いは、乙が徴収した画像利用料による繰替払とする。委託料の上限の金額を超えた時は契約変更を行う。
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 文化スポーツ局長 三重野 雅文 印

乙

代表者

印

神戸市立博物館画像提供業務及び物品売扱代金の徴収業務

委託仕様書

1. 委託業務の名称：神戸市立博物館画像提供業務及び物品売扱代金の徴収業務

2. 委託業務の概要

- (1) 神戸市から預かり受けた神戸市立博物館（以下「神戸市博」）が所有する本画像を複製の上、乙が運営管理する公開のデータベース（以下「本データベース」という。）に登録し、登録した当該本画像の利用を希望する第三者（以下「申込者」という。）に閲覧させ、当該申込者の申し込みに対して有償での本画像の提供と利用の許諾を行う。
- (2) 預かり受けた本画像以外の問い合わせに対しても、その内容を十分理解した上で当該本画像の提供と利用の許諾を行う。
- (3) 預かり受けた本画像が広く利用されるよう、ホームページなどの媒体を使用するなどして、積極的に宣伝、営業活動を行う。

3. 用語の定義

- ・この仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ア 美術品等：神戸市博の保管にかかる美術作品及びこれに準ずる資料をいう。
 - イ 本画像：神戸市博が有する美術品等のデジタル画像及びポジフィルムをいう。
 - ウ テキスト情報：美術品等に関連するテキスト情報をいい、その詳細は甲乙別途定める。
 - エ 複製制作物：本画像の利用許諾を受けて制作される商品等をいう。
 - オ 被写体：本画像として記録された美術品等をいう。

4. 委託業務の詳細

(1) 委託業務の範囲

- ・本画像の提供及び利用許諾に関する（2）～（9）の業務（以下に掲げる項目を除く）。
 - ア 国、地方公共団体が公共の目的でその事業の用途として利用するために申請するとき。
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学は除く。以下同。）の教科書、学校が作成する教材の用途として利用するとき。
 - ウ 博物館が調査研究、展示、広報等の用途として利用するために申請するとき。
 - エ 営利を目的としない個人、団体が、営利を目的としない学術書（発行部数1,000部以下）、又は学術雑誌、調査報告書等もっぱら学術研究の用途として利用するために申請するとき。
- ・甲は乙に対し、甲が本画像の著作権を有し、本画像に係る美術品等の所有者又は寄託・管理の受託者であり、本契約を締結する正当な権限を有していることを保証する。また、甲は、乙が本画像を、委託業務において使用することが、第三者の権利を侵害しないことを保証する。
- ・甲は、乙に対して1ヶ月前までに通知することを条件に、本画像の全部又は一部の委託業務での使用を取りやめることができる。ただし、取りやめた時点で乙が委託業務において既に利用許諾した本画像については、乙が利用許諾した期間中に限り、乙は利用させることができる。

(2) 本画像の管理業務

- ・乙は、甲より預かり受けた本画像を本データベースに登録し、申込者が閲覧できるようにする。そのための費用及び貸し出しに要する費用は乙の負担とする。本画像の点数は約900点とし、必要に応じて適宜変更される。また、委託期間が終了する際には本画像を甲へ返却するものとする。
- ・本データベースに登録する目的で、乙が甲から預かったポジフィルムをスキャニングしてデジタル画像を生成する場合、当該スキャニング作業は甲の費用負担とする。また、乙は、当該ポジフィルムを返却するときに、当該ポジフィルムのデジタル画像の複製を甲に無償で提供する。

- ・美術品等の新規撮影を行う場合、その費用は甲が負担する。ただし申込者の依頼による新規撮影の費用は当該申込者の負担とする。
- ・乙は、本データベースのセキュリティ維持に努め、そのための適切な措置を図る。
- ・乙は、本データベースへの登録、運用にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(3) 本画像の利用許諾業務

- ・乙は、申込者から本画像の利用目的、利用時期、複製制作物の仕様、制作部数、販売価格及び販売期間等の利用方法（以下「利用方法等」）を限定した申し込みに対して、乙が作成し、神戸市が承認した利用規約に基づいて 当該本画像の利用許諾を行う。
- ・乙は、利用許諾を行うに際し、以下の点を遵守し、利用許諾をした申込者（以下「ユーザー」という。）に遵守させなければならない。 ユーザーが以下の規定を遵守しない場合、以後乙は、当該ユーザーに本画像を利用させてはならない。
 - ア 被写体のオリジナル・イメージを尊重し、公序良俗に反する複製制作物を制作させてはならない。また、届け出た利用方法等を逸脱した利用をさせてはならない。
 - イ 本画像の利用許諾の際、複製制作物に原則として別に定めるクレジット表示を義務付ける。
 - ウ 本画像を第三者に譲渡し、又は利用許諾を得ずに利用させてはならない。
 - エ 本画像をインターネット上に流通させるなどして、公衆が本画像を取得することができる状態に置いてはならない。
 - オ その他、著作権法等関連法規を遵守するとともに、本画像を不正に利用してはならない。

- ・乙が本契約に基づき本画像を利用許諾できる地域的範囲は次のとおりとする。

<ベルヌ条約又は万国著作権条約に加盟している国>

- ・乙が委託業務に基づき利用許諾する本画像のうち、著作権保護期間内の本画像（被写体を含む）については、乙は、原則として、申込者自らをして、当該本画像の著作者・著作権者の許諾を得させる。ただし、乙は、申込者からの依頼により、著作者・著作権者からの承諾に関する作業を申込者から有償で請け負うことができるものとする。なお、甲の要望により、当該著作者・著作権者の許諾に附隨する作業を甲が自らの責任と費用負担において行う場合はこの限りではない。
- ・乙は、申込者からの申込内容（上記に基づく著作者・著作権者からの許諾を含む）を確認した上で、下記（8）に定める利用料金表に基づき「見積書」を作成の上、当該申込者へ通知し、承諾を得る。
- ・乙は、利用許諾対象の本画像に「貸出票」及び「請求書」を添付し、本画像の利用方法等を定めた上で申込者に貸し出す。
- ・乙は、①申込者に本データベースから本画像のデータをダウンロードさせる方法、又は、②乙が本画像のデータを保存したCD-R等を申込者に提供する方法で、本画像の貸し出しを行う。
- ・乙は、本画像が不正に利用されることがないように監視に努めなければならない。貸出票記載の遵守事項をユーザーが遵守しない場合、乙は、甲に通知し、その対応について協議する。不正利用が乙の責に帰すべき事由によるときは、不正を除去するための必要な処置を講じなければならない。

(4) 本画像、被写体に対する問い合わせへの対応業務

- ・乙は、預かり受けた本画像以外の神戸市博が所有する画像、被写体に関する問い合わせに対しても、その内容を十分理解して適切に対応し、神戸市博に照会の上、当該画像の提供と利用の許諾を行う。

(5) 本画像の利用に関する宣伝広告業務

- ・乙は、預かり受けた本画像が広く利用されるよう、ホームページ、紙媒体等を使用して積極的に宣伝、営業活動を行う。
- ・乙は、上記の宣伝広告業務に必要な範囲内に限り、本画像を無償で使用することができる。
- ・乙は、上記の宣伝広告業務について甲に適宜報告し、紙媒体等を提出する。
- ・乙は、宣伝広告業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(6) 本画像の利用報告業務

- ・乙は、毎月の申請及び利用許諾の実績を、翌月 5 日までに甲に報告する。特別な理由があるときは甲乙協議して別に定める。

(7) 本画像の複製制作物の納品業務

- ・乙は、利用許諾によって制作された複製制作物を申請者から入手し、原則として 1 部を無償で甲に提出する。ただし、特別の理由があるときはこの限りではない。

(8) 本画像の物品売払代金の徴収業務

- ・乙は、本画像の利用許諾に際し物品売払代金を徴収し、乙の名義で領収書を交付する。また、領収書については、金融機関から交付される「振込明細書」、「ご利用明細票」または、利用者の通帳に記載される乙の会社名の印字を領収書に代えることができるものとする。

- ・徴収の業務は第三者に委託できない。

- ・物品売払代金は、神戸市が定める標準利用料を上限とし乙が決定し「利用料金表」に定め、事前に甲に通知する。但し、標準利用料が定められていない利用方法等の場合、特別な理由により利用料金を増減する必要がある場合、乙は甲と協議の上物品売払代金を定めることができる。また、「利用料金表」を改定する場合も同様とする。

- ・乙は、申込者に対する本画像の貸し出し、宣伝広告に必要な範囲内において、「利用料金表」を公表することができる。

- ・乙は、物品売払代金以外に撮影費用などの実費をユーザーに負担させることができる。
- ・物品売払代金の徴収が翌年度、又は複数年度に及ぶ画像の利用許諾については、利用者、乙、甲の三者で覚書を作成する。

- ・乙は、徴収した物品売払代金を金融機関の無利息の公金専用決済用預金口座に預金する。それ以外の口座に預金する場合は、預金した金融機関が破綻した時の物品売払代金残額は乙が負担するものとする。

(9) 物品売払代金の納入

- ・乙は、利用許諾した本画像の物品売払代金について、日単位の集計表を作成し、甲に報告する。さらに月単位の集計表を作成し、翌月 5 日までに甲に報告する。甲は報告にもとづき月ごとに納付書を乙に発行し、乙はその月の月末までに納付するものとする。ただし 4 月、7 月、12 月については翌月 10 日までに甲に報告し、乙はその翌月 10 日までに納付するものとする。その他の特別な理由があるときは甲乙協議の上別に定めることができる。